

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12 TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/> E-mail: yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

謹 賀 新 年

旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしく願います。

さて、本年10月2日で当事務所は満30歳になります。人間で30歳と言えば、気力、体力、実力を兼ね備えた最も活躍が期待できる年齢です。しかし、私の方は本年末には年金受給資格を取得する年齢となり、衰えを感じ始めている今日この頃です。しかし、事務所の年齢に負けぬように、気持ちだけは30歳のつもりで、本誌のタイトルのように羽ばたきたいと思いますので、より一層のご支援をお願いします。

さて、創立20周年記念事業の線路沿いの旅は、東の東海道本線の方は兵庫県芦屋市の芦屋駅まで、西の山陽本線の方は山口県光市の大島駅まで歩きました。

また、創立25周年事業の方は、フルマラソン3回とハーフマラソンを7回、その他2回の合計296.5675kmを完走した他、箱根駅伝5区の間を走り、往路を完走しました。今年はハーフマラソンの完走回数を通算で30回に伸ばしたいと思います。

さて、30周年記念事業については、まだ何をするか悩んでおりますが、満30年となる10月までには実施して報告する予定です。

本年が皆様にとって良い年になることをお祈りします。

民法（債権法）改正について

2017年5月26日に成立した改正民法（債権法）は2020年4月1日から施行されることになっています。主な改正内容は以下の4点です。

まず、飲み屋の付けは1年経つと払わなくて良いとか、友達から借りたお金は10年経つと返さなくて良いとかいうように、長期間放っておくと払わなくても良くなる制度を消滅時効といい

ます。この払わなくても良くなるまでの期間が全て5年に統一されます。

次に、法律上、利息を支払わなければならない場合で当事者が利率を定めなかった場合には、法定利率という民法で定めている5%の金利が適用されます。例えば、サラ金が違法な高金利で貸し付けて発生した過払金には、法定利率による金利を加えて返還しなければなりません。ところが、昨今の低金利時代には5%というのは高すぎるということで、これを3%に引き下げた上、市中金利の動向に合わせて変動させる制度が導入されます。

次に、お金を借りる人が絶対に迷惑はかけないからとお願いして保証人になってもらったのに、倒産すると保証人までが破産するなどの悲惨な例があることから、会社や個人企業などの事業資金の借入の場合の社長や個人事業主などの経営者以外の親族や友人などが保証人になる場合には、公証役場で本当に保証する内容を理解して保証する意思があるかどうかを事前に確認しなければならないこととなります。

最後に、生命保険などの契約では、わざと読まないようにしているとしか思えないような小さな文字で印刷された約款という契約当事者の一方が作ったものがありますが、この定型約款を契約内容とするものの表示があれば個々の契約条項を知らなかったとしても個別の条項に合意したものとみなされるようになります。つまり、知らなかったという言い訳は通用しなくなり、保険会社等の強者に都合が良くなります。但し、相手方の利益を一方向的に害するような、あまりにもひどい条項は無効となります。

当事務所の業務開始は1月7日（月）です。

当事務所では12月29日（土）より正月休業に入っておりますが、業務開始は上記のとおりです。休業中は、FAXまたはe-mailにてご連絡下さい。休業明けに対処いたします。なお、休業中も事務所の電話は代表者個人の携帯電話へ転送されていますので、相談だけは可能です。事務所（0856-22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありませんし、連絡は取れても酔っぱらっているかもしれません。